



旅群

- 旅システム友の会

2013/7/26

発行：旅群会 / 連絡先：札幌市東区北 12 条東 7 丁目 1-1 旅システム内

ESSENCE

「旅群会」(仮称) いきなり発足！

旅する仲間を増やそう

一度参加したら誰もが病みつきとなる旅システム募集の旅。それは単なる観光旅行ではありません。世界中に残された、主に戦争に起因する負の遺産をこの目で確認し、日本に居ては絶対解らない真実を目の当たりにする。観光旅行で爪痕を訪ねるではありません。現地では旅システムならではの専門ガイドさんからキッチリお話をお聞きます。だから、例えばアウシュビッツに「観光」で訪問すると現地滞在数時間ですが、旅システムなら一日使って隔々まで回ります。しかも現地の日本語ガイドさんと食事まで共にして番外編さもお聞きするのです。

基本的に目的が同じ(と思われる)旅システムのツアー参加者は、おのずと空港で出会った瞬間から友人となり、余計な気遣い無用の「群」として数日間を共に過ごすというのも、旅システムならではの魅力です。

魅力と言えば、用意される毎回の食事が、ありきたりの観光用はないということ。よくまあこんなお店を知っているなど感心する地元の方しか行かないようなところで、地元ならではの食生活に舌鼓を打つ。旅システム一別名「タベシステム」と言われる由縁です。

そんな旅システムの旅。帰国後に感動や学びを共有したいし、語り合いたい。そして、一人でも多くの方々に旅システムツアーに参加していただきたい。

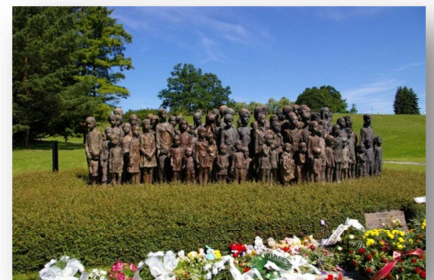
しかし、その宣伝は、日常業務で忙しい零細会社(失礼)の社員だけでは十分に手が回らない。もったいないではありませんか。長年かけて培った平和ツアーのノウハウによる旅を、ごくごく少数の者だけしか共有していないというのは文化の損失です。

一度でも旅システムの旅に参加された方、共に経験を共有しませんか。未知のコースに参加した方から、その様子をお聞きしませんか。そして、私たちの手で、コマース活動をしませんか。歴史は現地に行かなければ真実が解りません。日本で報道される世界ニュースが、本当に当地の様子なのか。真実を見極め、平和な日本、平和な世界のあるべき姿をこの目で確かめ、確かめる仲間を増やしましょう。そして、私たちから旅の企画を逆提案できたら素晴らしいことです。

皆様の入会を、心よりお待ち申し上げます。
*** 会暫定仮代表 北川健一

ネーミング大募集

旅仲間(タビナカ)・旅友達(タビトモ)・旅フレンド(タビフレ)・旅メイト・・・会の主旨にピッタリと思いつくネーミングは、ネットで検索するとどれも既存。他に思い浮かぶのは「旅は道連れ(タビツレ: 重たい)」、「旅群れ(タビムレ: かゆくなりそう)」、「和旅(ワタビ: 居酒屋じゃあるまいし)」、「イメージ貧困露呈! 何か良いネーミングありませんか?



チェコ・リデツェ村

第2次世界大戦中に行われたナチス・ドイツの残虐な行いと、そこから立ち直る過程が戦後平和の象徴としてとらえられた、チェコ内外で有名な場所。でも、日本人が訪れることは稀。旅システムならではの。



道内の旅も捨てがたし

これぞ豚丼! これぞアワビ料理! これぞ白老牛! ...道内平和ツアーでもしっかり食を再発見!

「旅群会」会則

(名称)

第1条 本会は「旅群会」（以下、「会」と称します。）と称します。

(目的)

第2条 会は、株式会社旅システム（以下、「旅システム」と称します。）が手配する国内・外の平和の旅を支え、守り、育てることを目的とします。

(活動)

第3条 会は、前条の目的を達成するために以下の活動を行います。

- (1) 旅システムが手配する平和ツアー等への参加を呼びかけます。
- (2) 平和ツアー参加者の交流を深め、感動と学びを共有します。
- (3) 旅システムに対し、新しいツアーを積極的に提案します。
- (4) 会報を発行し、またホームページを活用して情報を提供します。
- (5) その他、会の目的にそつた活動を行います。

(会員)

第4条 会は、会の目的に賛同し、所定の入会申込書と初年度の会費を納付することで、誰でも会員となれます。

(会費)

第5条 会費は、一口年額 1,000 円とします。

(退会)

第6条 会員は、書面で意思表示することで、いつでも退会することができます。但し、納付済の会費は返戻いたしません。

2. 会員は、連続して5年以上会費納入がない場合、退会されたとみなします。

(組織)

第7条 会には、次の役員をおきます。

- (1) 代表 1 名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 庶務会計 1 名



(4) 監事 1 名

2. 役員は、総会において選出します。
3. 役員任期は 2 年とします。ただし、再任は妨げません。
4. 会には必要に応じ顧問を選任することが出来ます。但し、顧問は役員に含みません。

(職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとします。

- (1) 代表は、会を代表します。
- (2) 副代表は、代長を補佐し、代表に事故あるときは、代理をします。
- (3) 会計監査は、会計を監査します。

(総会)

第9条 総会は、年一回開催します。議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可非同数のときは議長が決するところとします。

(役員会)

第10条 日常的な活動を担うために、代表、副代表、庶務会計からなる役員会を置きます。役員会は代表の呼びかけによって不定期に開催します。

(事務局)

第11条 会の事務局は、株式会社旅システム内に置きます。
所在地：札幌市東区北 12 条東 7 丁目 1-1 ワコービル 3 階

(経費)

第12条 会の経費は、会費、寄付金、およびその他の収入をもって充てます。

2. 会の経費とは、会則に定める目的と活動に係る費用等とします。

3. 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わります。

(補則)

第13条 この会則規約に定めるもののほか、会の運営に関して必要な事項は、役員会が別に定めます。

2. この会則の改廃は、総会の決議によります。

(附 則)

第14条 この会則は、2013 年 7 月 26 日から施行します。

2. 初年度は、会の発足日から翌年 3 月 31 日までとします。

■ 旅システム 25 周年記念 ピヤ・パーティ

・7/26 pm4:00~9:00

・喫茶アイランド（旅システム入居ビル地階）

・会費無料

〔 当会設立の機会といたします。ふるってご参加ください 〕